

事務所ニュース



平成 28 年 2 月号

◆ トピックス

○ 4 月から健康保険の標準報酬月額の上限が引き上げられます

4 月から、健康保険の標準報酬月額の上限が引き上げられ、以下の等級が追加されます。

| 等級 | 標準報酬月額 | 報酬月額 | |
|----|-------------|----------------|----------------|
| | | 1, 235, 000 以上 | 1, 295, 000 未満 |
| 48 | 1, 270, 000 | 1, 235, 000 以上 | 1, 295, 000 未満 |
| 49 | 1, 330, 000 | 1, 295, 000 以上 | 1, 355, 000 未満 |
| 50 | 1, 390, 000 | 1, 355, 000 以上 | |

報酬が 1, 235, 000 円以上の人については、新しい等級が適用され、健康保険料と介護保険料の負担が増加することになります。4 月の報酬等によって等級が決定するわけではなく、昨年の算定基礎、またはそれ以降の月額変更の標準報酬月額から決定することになっていて、特に届出を行う必要はありません。今後、協会けんぽや健康保険組合等から通知が届くことになると思いますので、確認して、忘れずに変更してください。

○ 4 月から傷病手当金と出産手当金の日額計算方法が変わります

4 月 1 日から傷病手当金と出産手当金の額は、過去 1 年間の標準報酬月額の平均で計算することになりました。具体的には「支給を始める日の属する月以前の直近の継続した 12 ヶ月間の各月の標準報酬月額を平均した額の 30 分の 1 に相当する額の 3 分の 2 に相当する額」となります。(12 ヶ月に満たない場合は、別途計算)。過去 1 年間の標準報酬月額に変動がある場合はこれまでと受給額が変わります。現在受給中の方については日を単位としているので 3 月 31 日まででは旧法、4 月 1 日からは新法で計算されます。対象者には日額の計算方法が変更されることを事前に案内しておきましょう。

◆ 助成金研究室

○ キャリアアップ助成金【2月10日拡充】

有期契約労働者の雇用安定は、現代の労働政策の中で重要なテーマです。人材不足が進む中で、有期契約労働者の無期契約への転換や正社員登用を検討するケースが増加することが予想されます。そんなときに活用できるのが**キャリアアップ助成金**ですが、**2月10日に拡充が予定されています**。改正措置の主なものを紹介します。(金額はすべて1人当たり)

1. 正規雇用等転換コース

有期契約労働者等を正規雇用等に転換または直接雇用した場合

- (1) 有期→正規：50万円→60万円
- (2) 有期→無期：20万円→30万円
- (3) 無期→正規：30万円（改正なし）

2. 多様な正社員コース

有期契約労働者等を勤務地限定社員、職務限定社員、短時間正社員へ転換等を実施した場合

- (1) 有期→多様な正社員：30万円→40万円
- (2) 無期→多様な正社員：30万円→10万円（減額）
- (3) 多様な正社員→正規：20万円（新規）
- (4) 正規→短時間正社員、短時間正社員の新規雇入：20万円（改正なし）

※1、2は一定条件の場合、加算あり。

3. 人材育成コース

有期実習型訓練終了後、対象者全員を正規雇用労働者等に、転換した場合（訓練時間による）

- (1) Off-JTにかかる経費の上限額 ※実費を限度
- 100時間未満 10万円→15万円
- 100時間以上 200時間未満 20万円→30万円
- 200時間以上 30万円→50万円

採用から退職まで 人事・労務のコンサルタント
鈴木労務コンサルタント事務所

特定社会保険労務士 鈴木 恵子

〒160-0022 東京都新宿区新宿 1-13-5 鈴木ビル3F

TEL:03-5919-1230 FAX:03-5935-7220

E-Mail: info@suzuki-consultant.com

URL: http://suzuki-consultant.com/